

第41回那珂市下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 令和6年11月19日（火） 午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 那珂市役所 瓜連支所分庁舎 2階会議室
3. 出席者 委員19名 事務局8名
4. 欠席者 委員1名
5. 審議会内容

発言者

内容

司会

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

では、開会の前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に資料を送付させていただきました資料1が本日差し替えとなります。まだ古いものをお持ちの方は回収させていただきますので、お持ちの方は挙手でよろしくお願いいたします。

では、引き続き確認をさせていただきます。

まず、「第41回那珂市下水道審議会の次第」。

次に、「那珂市公共下水道受益者負担金について（諮問）」となります。

次に、「公共下水道事業者負担金について」、右上に差替え資料1と書いてある資料です。

続きまして、資料2「下水道等接続率向上のための事業について」です。

続きまして、資料3「下水道接続率向上のためのアンケート調査」です。

続きまして、資料4「新規負担区箇所図」の図面となります。A3サイズの資料になります。

続いて、資料5「那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例」です。

続けて、資料6「地区別接続済世帯、人数」と書かれている表でございます。

それから、「那珂市公共下水道事業受益者負担金について（答申）」という資料がA4で1枚、本日お配りしている資料でございます。

こちらの資料に不足があるかたは、挙手をお願いいたします。

資料のほうはよろしいでしょうか。

では、ただいまより第41回那珂市下水道事業審議会を開催いたします。

なお、本日の出席状況は委員総数20名に対し、出席者は19名ですので、『那珂市公共下水道審議会設置要項』第6条第2項に規定する定足数10名以上に達しており、本審議会は成立していることを申し上げます。

続きまして、次第の2、会長あいさつとなります。

会長、よろしくをお願いいたします。

会長 今日は大変お忙しいところ、審議会にご参加していただきありがとうございます。

本日は、市長より那珂市公共下水道事業受益者負担金についての諮問がありましたので、皆様のご意見をいただき、その答申をまとめていきたいと思っております。

さらにもう一つは公益を履行して、計上最も重要な課題である下水道接続率向上のための事業についてです。

どうぞ皆さんの忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

以上でございます。

司会 会長、ありがとうございました。

ここからの議事進行は、『那珂市下水道審議会設置要綱』第6条第1項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」と

されておりますので、会長に議長をお願いいたします。

会長、よろしくをお願いいたします。

会長

はい、規定により、議長を務めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、円滑な議題の議事の進行にご協力をお願いしたいと思います。

それでは議題に入ります。

「(1) 那珂市公共下水道事業受益者負担金(案)について」を議題といたします。

こちらにつきましては、市長より諮問書が提出されております。委員の皆さんには本日の資料としまして、諮問書の写しをお配りさせていただいております。

諮問の内容について、事務局から説明を受けた後、議題の(2)で答申案について協議をさせていただきます。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。着座にて失礼します。

「(1) 那珂市公共下水道事業受益者負担金(案)について」を説明いたします。

まず、お手持ちの資料のうち郵送しました諮問書。

本日配布しました、差替えと書いてある資料1、資料4「新規負担区箇所図」A3のもの、資料5「那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例」をご準備いただければと思います。

それでは諮問書をご覧ください。

諮問第1号、令和6年10月23日、

那珂市下水道事業審議会会長 小島広美様、

那珂市長 先崎光、

那珂市公共下水道事業受益者負担金について(諮問)、

標題のことについて、那珂市下水道審議会設置要項第2条の規定によ

り、審議会の意見を求めます。

2枚目をご覧ください。

公共下水道受益者負担金について、

1. 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

こちらは本日配布しました資料5、「那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例」の別表第1の改正になります。

資料5の7ページをご覧ください。

こちらの表に次の内容を、例えば菅谷第4負担区でしたら菅谷第3負担区の下に追加するなど、それぞれの当該場所に追加するものです。

諮問書の2枚目をご覧ください。すべて市街化調整区域になります。

負担区の名称、1㎡あたりの額の順で説明します。

菅谷第4負担区790円。

神埼第2負担区790円。

五台第3負担区790円。

瓜連第7負担区790円。

こちらの詳細について説明いたします。

差替え資料1「公共下水道事業受益者負担金について」をご準備ください。

公共下水道事業受益者負担金について。

「1. 受益者負担金制度について」。

受益者負担金制度とは、都市計画法第75条に基づき、下水道の整備によって利益を受ける人たち（受益者）が、下水道建設費の一部を負担する制度のことです。

「2. 受益者負担金の単価の決定について」。

「(1) 受益者負担金の単価の算出根拠」になります。

公営企業の経営にあたっての留意事項についてによれば、受益者負担金の徴収額については、公共下水道等の集合処理施設については全事業費の5%程度を徴収し事業費へ充当することと通知されました。

当市は流域下水道であることから、市の公共下水道管渠等施設整備に係る人件費を含めた事業費と、処理施設である流域下水道建設負担金の合計額の5%、それに個人宅の公共樹設置費用を合計した額を算出根拠といたしました。

「(2) 建物1棟分の宅地面積が500㎡を超える場合の扱い」になります。

宅地面積が500㎡までの土地については負担金を全面積分徴収いたします。500㎡を超える面積の方については、500㎡を超える部分については猶予扱いとします。

なお、賦課宅地面積500㎡の根拠については2ページをご覧ください。

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の既存集落内の自己用住宅の予定地面積が概ね200㎡以上500㎡以下であることによります。

「(3) 算出結果」になります。

先にそれぞれの負担区と新規地区の位置について説明をいたします。

本日配布しましたA3の地図資料4「新規負担区箇所図」をご用意ください。

まず、図の中央の右寄りに大きくピンク色にあるのが菅谷地区の市街化区域になります。その北側の赤いところが菅谷・杉地区、先ほど言ったピンク色の西側にある赤いところが福田地区になります。

こちらの菅谷地区、福田地区が菅谷第4負担区となり、杉地区が神埼第2負担区になります。

続いて、先ほどの菅谷の市街化区域の南側に赤いところがありますが、そちらが後台地区、五台第3負担区になります。

図の北西に赤いところが2箇所ございます。こちらが下大賀地区と古徳地区で瓜連第7負担区になります。

それでは算出結果について説明をいたします。

差替え資料1の3ページをご覧ください。

こちらの表については、昨年度末に新たに認可区域とした5地区を4つの負担区として計算したものになります。

菅谷第4負担区を例として説明いたします。

なお、第4負担区は菅谷・杉地区のうちの菅谷と福田地区を合わせて算出したものになります。

菅谷第4負担区の管渠の距離については、5,391mになります。

総事業費については、工事費と人件費・流域分を合算したのになります。この総事業費の5%を、受益者負担金を算出するための宅地面積で除したものが受益者負担金（事業費分）となります。

菅谷第4負担区の総事業費 9億1,769万1千円。

内訳としまして、工事費 7億9,471万円、人件費及び流域分1億2,298万1千円になります。こちらの5%が、4,588万4千円。

この金額が総事業費のうち、事業費分の受益者負担金負担総額になります。

続いてこの地区の宅地面積の総計が14万120.79㎡。

面積500㎡以上の宅地数が64か所ありますので、そちらを500㎡としまして、3万2千㎡。

面積500㎡未満の宅地数は373か所ありますので、そのまま合算しまして、合計面積が8万7,382.68㎡。

受益者負担金が賦課される宅地は先ほどの500㎡にしたところと500㎡未満のところ全部で437か所、賦課される地積としましては、11万9,382.68㎡になります。こちらを先ほどの総事業費の5%を賦課される地積で除した結果、1㎡あたり384円になります。

続いて受益者負担金（個人宅分）の算出になります。

公共樹の1件あたりの設置費用については、工事と一緒に発注するため、単価を15万円とし工事費に加算しています。

また、個人の敷地面積は200㎡から500㎡となり、そのため公共樹1件あたりの単価を個人の敷地面積の平均で除したものを個人負担とするのですが、5%は工事費の受益者負担金に含まれておりますので、残りの95%を受益者負担金個人宅分として算出します。

賦課される地積が11万9,382.68㎡。それを賦課される宅地数437か所で除した結果、1宅地あたりの平均地積は273.18㎡になります。15万円の95%、14万2,500円を平均地積で除した結果、1㎡あたり522円になります。

その受益者負担金事業費分と個人宅分の合計が受益者負担金の単価となり、菅谷第4地区では906円になります。

同様に神崎第2負担区では1㎡あたり998円、五台第3負担区では

1㎡あたり889円、瓜連第7負担区では1㎡あたり906円になります。

2ページへお戻りください。

「(4) 受益者負担金単位の決定」になります。

先に受益者負担金制度について説明いたします。

受益者負担金制度というのは、公共下水道へ区域外流入を希望する方に受益者負担金相当額を負担していただく制度になります。

簡単に言いますと、下水道事業は下水道に接続可能な区域を最初に決めて工事を行っていくのですが、市が区域と定めた外側の人が下水道に接続したい場合に、受益者負担金にあたるものを負担していただく制度になります。

平成13年度には市街化調整区域の下水道に着手するため、市街化調整区域、神崎第1負担区の受益者負担金の単価を790円と決めました。

また、市街化調整区域の受益者負担金の単価については、市街化区域において受益者負担金と受益者負担金の単価を500円で同額としていることから、それと同様に考え、市街化調整区域の受益者負担金の単価を790円と決めました。

こちらにつきましては、「那珂市公共下水道受益者負担に関する条例」第18条第2項に規定されております。

新規負担区の受益者負担金については、これまでの算出結果、他の市街化調整区域の整備済み区域の受益者負担金及び市街化調整区域の受益者負担金の単価が790円であること、それらの地区と下水道使用料については同じ計算によること、それらの整合性を図りまして1㎡あたり790円といたします。

790円ですと計算値には不足していますが、そちらについては少しでも建設改良費を抑えるよう発注内容の精査に努める一方、安定した経営を目指しまして、この後(3)で議題とする接続率向上推進事業などの経営努力を行っていく次第です。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたけど、内容についてご質問がご

ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

委員 負担金の単価が算出結果よりも低い値になっており、この差額は工事費とかを精査していくとありましたが、現実的に難しいのではないかと
いう率直な意見です。それについて何かお答えいただければと思います。

事務局 単価の設定ですが、国庫補助路線とか単独費の路線の単価を設定して
金額を算定させていただいております。

今現在の単価より若干金額も上げて、今の単価だけではなく未来の単
価も含めている形も取っております。

また、距離数に対して下水道を全部入れるという形で出していますが、
中には下水道を入れなくてもいい路線も出てきますので、そういったと
ころを精査していきたいと考えております。

会長 確かに相当事務局のほうで、経営努力をしていただかないときつい
のではないかとご意見だと思います。

まさしくその通りだと思います。頑張ってくださいと思います。

その他ありますか。

副会長 今回の4負担区は実際工事がもう進んでいるのか、もしやっていない
であればいつ頃になるのか教えてください。

事務局 4地区ですが、今後説明会をしまして、令和8年から工事を順次行く
予定です。

副会長 わかりました。

会長 その他ございますか。

委員 市街化調整区域の1㎡あたり790円、算出結果が900なりがしか
となつて、差額については加入率をアップでカバーしていきたいとい
うことですが、加入についての理解もおよそ50%前後のような状況で
どのような見通しがあるのでしょうか。

事務局 こちらのほうはこれから第2、第3で説明がありますけども、少し
づつでもキャンペーンして、使用料を徴収して事業のほうに持って
きたいと考えております。

委員 何か具体的にこういうことをしていきたいというのは、まだ今の
ところは。

事務局 次の内容で、キャンペーンの内容をお知らせしたいと思います。

会長 その他ございましたら。
それでは、「(2) 那珂市公共下水道事業を整備方針答申(案)につ
いて」を議題いたします。
先日、事務局と協議しまして答申(案)を作りました。
事務局から附帯意見の説明を聞き、その後に答申(案)について議
論をいただければと思います。
事務局お願いします。

事務局 それでは答申の附帯意見につきまして説明いたします。
答申をご覧ください。
1つ目ですが、議事(1)の説明にありました計算値と決定した790
円との差額についてです。
先ほど説明しました内容を附帯意見とし、「今回決定した受益者負担
金と算出された受益者負担金との差分については、事業の負担とな
ることから、建設改良費の削減を行うなど事業費の軽減に努められ
たい。」とい

たしました。

2つ目ですが、安定した経営を行うのには、やはり安定した収入、については下水道使用料の回収が必要になります。

そのため、整備後の速やかな接続を求めることについて附帯意見とし、「安定した経営には整備後の速やかな接続が必須であることから、引き続き接続率向上に努められたい。」といたしました。

説明は以上になります。

会長 先ほど説明があった受益者負担金の単価や附帯意見について、何かご意見がある方にいましたら、どうぞお願いいたします。

副会長 今回の2番の附帯意見の中で、引き続き接続率の向上というのは、事務局から説明を受けた以降でなければこれを先に述べることはどうかと思いますが、どうでしょうか。

事務局 では、先に議題3の説明を先にさせていただきます。

会長 では、「(3) 下水道等接続率向上のための事業について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 下水道等接続率向上のための事業について、着座で説明させていただきます。

本日は説明用に、資料2、資料3、資料6をご用意させていただいているのですが、まずは資料での説明の前にスライドを使いまして、簡単に接続率向上を目指す理由や事業を検討してきた背景について説明させていただきたいと思います。

まず、下水道の接続率っていうのは何なのかということですが、接続率とは下水道が供用開始した区域に住んでいる方、つまり下水道が使用できるようになっている方のうち、実際に下水道に接続してお使いになっている方がどれぐらいいるかということを表しています。

下水道が使用できる区域にお住まいでも、浄化槽、汲み取り層などをお使いになっている方もいらっしゃいます。そういった方に積極的に下水道に接続をしていただいて接続率を上げていきたいというのが市の考えです。

では、接続率が増えるとどうなるのかということですが、接続率が上がると単純に収入が増えます。

下水道に接続した世帯には下水道使用料を納付していただく必要がありますので、接続する世帯が増えるとその分使用料収入も増えることになります。

また、下水道事業の主な収入は下水道使用料となりますので、接続率が上がると下水道事業としての収入も増えるということになります。

次に収入が増えるとどうなるのかということですが、収入が増えると下水道事業の経営が安定します。

経営安定すると、下水道管、マンホールポンプ、処理施設などの維持管理を適切に行うことができますので、汚水を適切に処理することができます。

また、収入が増えることで生まれた利益は下水道整備の財源としても使われることとなりますので、今後の新規整備はもちろんのこと、将来的に必要となる更新工事なども計画的に行うことができるようになります。

これらのことから、那珂市の下水道事業では安定した経営を行っていくために、接続率の向上を目指し、そのための事業を検討してきました。

簡単ですが、以上が接続率向上を目指す理由と事業を検討することにした背景になります。

では事業を検討する上で、今の那珂市の下水道の接続率はどうなのかというのを見ていきたいと思います。

お配りしている資料6「地区別接続済み世帯数、人口」という表をご

覧ください。

こちらは令和5年度の接続率の数字になります。

片面が公共下水道、もう片面が農業集落排水について載せております。

資料の内容を説明しますと、一番左側が地区名、その隣が供用開始年度になります。同じ地区内でも、供用開始年度は早いところと遅いところがありますが、こちらの資料に記載している供用年度は最後に供用開始した年度になります。供用開始年度から右に供用開始区域内の全世帯数、その隣が接続済みの世帯、未接続の世帯数、接続率をそれぞれ表しています。

さらに、その右側は世帯数ではなくて人口で表した数字になります。

まず、公共下水道についてですが、この表の一番右下を見ていただくと、こちらに公共下水道全体の接続率が記載してあります。

公共下水道全体の接続率は89.28%となっております。

地域ごとに細かく少し見ていきますと、後台地区や額田東郷など、まだ整備が続いている区域や、額田北郷、戸地区などの供用開始からあまり時間が経っていないような区域については接続率が低い傾向にあります。

一方で、額田南郷、門部など供用開始からそれなりに年数は経っているのですが、接続率が低いという地域も見られます。

次に裏面ですが、こちらは農業集落排水になります。

こちらの一番右下に合計の欄に全体の接続率を記載してあります。

こちらが84.24%となっています。

農業集落排水については全て整備が完了しているのですが、令和2年度に最後に供用を開始した酒出地区の接続率が著しく低いという状況になっています。

どちらの事業につきましても、全体の接続率は80%を超えているところですが、地区別に見てみると接続率が低いところがあるというのが分かります。

では、実際に接続する世帯を増やすために何をすればいいんだろうと

ということで、内部でも検討を重ねてきました。

最初にやるべきことは、下水道に接続しない理由が何なのかという
ことをきちんと把握することだろうということで考えました。

未接続の世帯の具体的な理由がわからないまま、事業を検討しよう
としても、その方向性も内容も決定できません。

そのため、市では昨年度に未接続世帯を対象としたアンケート調査を
実施したところです。

では、次に資料3をご覧ください。

こちらが令和5年度のアンケート調査の結果になります。

アンケート調査の結果をかいつまんで説明させていただきます。

資料の各スライドの右下にスライド番号を打ってありますので、こ
ちらのほうも読み上げるので参考にしてください。

まず、1ページ、スライド番号2になります。

調査の目的・概要になります。調査の目的は先ほどご説明した通り
ですので、割愛させていただきます。

調査の概要ですが、調査は昨年度の9月から10月にかけて実施
いたしました。

対象地区が公共下水道で供用開始5年から10年経過した地区のそ
うち令和4年度末の接続率が60%に満たない地区、そして農業集落排
水では供用開始後5年以内の地区を対象といたしました。

アンケートはこれらの対象地区にお住まいの方のうち、受益者負担金、
分担金を納付済みの354件を対象にお送りし、124件の回答いた
だきました。

ここで資料の訂正をお願いしたいのですが、農業集落排水の対象地区
が「酒出地区地区」と2回地区が記載されてしまっていますので、こちら
1つ消してください。

次に上の段スライド番号3になります。

こちらは回答者の居住地区、年代の情報になります。

こちらから回答者の半数以上が70代以上であり、60代以上の割合
が回答者の84.6%になっていることがわかります。

次に下の段スライド番号4になります。

こちらは回答者の家族構成の情報になります。

世帯数が1人から2人という世帯が全体の68%を占めていました。先ほどの年代の情報と合わせてみると、回答者は高齢の少人数世帯が多いということがわかります。

続いて、次のページの上段スライド番号5になります。

「ご家庭のトイレや台所、お風呂などの生活排水はどのように処理していますか」という質問になります。

青色が合併処理浄化槽、オレンジ色が単独処理浄化槽、グレーの部分が汲み取り層になります。

ここで補足ですが、合併処理浄化槽というのは生活排水すべてを浄化槽で処理していただくもので、単独処理浄化槽というのはトイレのみを浄化槽で処理していただいている処理方法になります。

グラフを見ますと、80%以上の世帯が合併処理浄化槽または単独処理浄化槽で処理をしております。

また、浄化槽をお使いの世帯の70%以上が合併処理浄化槽をお使いになっていることがわかります。

次に1ページめくっていただきまして、下の段スライド番号8になります。

「公共下水道や農業集落排水が使用できるようになってから、これまで接続されなかった理由は何ですか」という質問になります。こちらは複数選択の質問になります。

最も多かった理由が接続工事費用の不安。

次がすでに合併処理浄化槽を使用している。

続いて後継者がいないという結果になりました。

続いて次のページの上の段スライド番号9になります。

下水道に接続しなかった理由を排水処理の方法ごとにまとめたグラフになります。

こちらは合併処理浄化槽をお使いの世帯が下水道に接続しなかった理由になります。

すでに合併処理浄化槽を使用しているため、という理由が一番多くなっています。

次に下の段スライド番号10になります。

こちらは単独処理浄化槽をお使いの世帯ですけれども、こちらが下水道に接続しなかった理由は接続工事費用の不安というのが一番の理由になっています。

さらに1ページめくっていただいて、上の段スライド番号11になります。

こちらは汲み取り層その他の排水処理をしている世帯が下水道に接続しなかった理由になります。

最も多かった理由は後継者がいないというのが理由になっています。

次のページの下段スライド番号14になります。

「公共下水道や農業集落排水に接続するためには、どのような情報や支援があればいいと思いますか」という質問になります。こちらでも複数選択の質問です。

回答の結果は接続工事費用の補助制度が最も多く、次いで浄化槽撤去費用の補助制度となっており、市民が経済的な支援を望んでいるということがわかります。

以上、簡単にアンケートの調査結果を説明させていただきましたが、資料には他にも回答結果を載せてありますので、後ほどお読みいただければと思います。

ここまで接続率の向上のための事業というのを検討してきた背景、市の現状についてご説明させていただきました。

この先、具体的な事業の内容を説明させていただきますが、ここまでで何かご質問とあればお願いいたします。

会長 何かございますか。

委員 合併処理浄化槽にすると市役所の補助金が出ているが、その使用率は何%ぐらいか。

事務局 浄化槽の補助ですね。

転換の場合、全体を100としまして、個人負担は4割、6割は市からの補助という形が多いと感じております。

新しいものに関しては定額のもの金額を本体分ということで補助しているの、個人負担が6割、市の負担が4割というような形になります。

委員 はい。

会長 他にございますか。

委員 資料6の裏面ですが、酒出地区の接続率が51%と非常に低く、供用開始したのが令和2年度からでまだ新しいと思えますけれども、それ以外で酒出の接続率が低いという何か特殊事情を把握してありましたら、お教えいただきたいです。

事務局 酒出地区が令和2年から供用開始してもその後に伸びないのは、合併浄化槽が壊れるまで今のままで、壊れたら集排公共に行きたいというのがアンケート聞いていると出てきました。浄化槽自体、良くなってきましたので年数が長くつけられますが、それにはメンテナンスがあるので、早めに切り替えていただいて、公共のほうにしていきたいところです。

あと年齢が高齢になっていることですね。

委員 はい、ありがとうございました。

会長 皆さんご存知の通り、農業集落排水は始まる前には、これに参加する方の全員の工事が完了したら接続しますという条件で始まる事業です。

ですから、その時点で合併浄化槽とかにつないでいた方の取り扱いがどうだったのかなってという問題は残ると思いますが、そういった大きな理由があって、極端に接続率が落ちているみたいです。

他にございます。ないですね。

事務局

引き続き、事業の方の内容に説明を続けさせていただきます。

では、**資料2**に沿って説明を続けさせていただきたいと思います。

はじめに背景ですが、こちらは今まで説明させていただいた内容の繰り返しになりますので説明を割愛させていただきます。

今回、事業を検討する上で2つの点に重点を置いて検討をしてきましたので、その部分についてご説明したいと思います。

まず1点目は、供用開始後の速やかな接続につながる事業ということで、一度接続を見送ってしまうと、なかなか自発的に接続を考える機会が減って未接続のままになってしまうというケースもあり、供用開始後いかに速やかに下水道の接続認識を向けていただくかということが課題だと考えています。

そのために、供用開始直後から接続の支援を行って積極的に接続してもらえるような環境を整えることをまず一つ重点といたしました。

次に2点目は、市民の費用負担を軽減させる事業ということで、アンケートの結果から市民が一番求めている支援というのは経済的に負担の軽減であるというのは明らかでした。

そのために、那珂市の下水道事業で実際に実現可能な経済的支援ってというのは何かということを検討することといたしました。

それでは、この2点を踏まえまして、検討した事業の具体的な内容についてご説明いたします。

資料2の1ページ目中ほどになります。

まずは「事業1. 那珂市公共下水道早期接続促進事業」になります。こちらは早期接続促進ということで、先ほどご説明した重点1を踏まえた事業となります。

農業集落排水は整備が全て完了しておりますので、今回はこちらの事業は公共下水道のみが対象になっております。

具体的な事業の内容になりますが、『供用開始後3年以内に公共下水道に接続した世帯の下水道使用料について、最初の検針から6回目の検針までの分を免除します』ということです。

最初の検針から6回目までの検針というのはどういうことなのかといいますと、まず検針というのは水道メーターの目盛りを調べて水道使用量を把握することを言います。この検針によって計測した水道使用量に応じて下水道使用料も計算されています。

那珂市の検針は2月に1度行われていますので、6回分の検針ということは約1年分の使用料を免除するということになります。

次に対象者ですが、次の全てに該当する個人といたします。

1つ目が合併処理浄化槽、単独処理浄化槽または汲み取り層を廃止して公共下水道に接続した者。これは新築、賃貸住宅は除きます。

2つ目が市民税、健康保険料など、受益者負担金など市税等を滞納していない世帯の者。

3つ目が下水道使用料を口座振替で納付する者。

以上、3つ全てに該当する方が供用開始後3年以内に公共下水道に接続した場合が対象となります。

ここで1ページめくっていただいて、資料の2ページをご覧ください。

ここで、設定要件の説明について触れておきたいと思います。

まずは供用開始後3年以内とした理由についてです。

市では、これまでも市民に対して供用開始後3年以内の接続をお願いします。市民からの理解の得やすさ、市民への説明をしやすさなどを考慮してみますと、事業の対象期間も供用開始後3年以内とさせていただきました。

次に、免除期間を1年ではなく、検針6回分とした理由です。

下水道使用料というのは水道料金と合わせて2月に一度請求されます。免除期間を1年とした場合、1つの請求書に免除の対象月の分とそうではない月の分が記載されていきますので、市民にとってとても分かりにくくなります。

また、日割りの計算なども必要になってきますので、使用料算定に間違いが生じる可能性も高くなりますので、検針の回数で今回は免除期間

を示すことといたしました。

次に、新築、賃貸住宅を除いた理由です。

先に説明させていただいた通り、現在浄化槽、汲み取り層を使用している世帯のうち、どれぐらいの世帯が下水道に接続するかというのが接続率を大きく左右します。今回の事業は、これらの世帯が接続率を検討する契機となることを目的としていますので、新築住宅は対象外といたしました。

また、賃貸住宅につきましては、工事費用を負担した方と実際に使用料の免除を受けられる方が違うことが想定されるため、当該事業の対象外といたしました。

最後に、下水道使用料の口座振替を要件とした理由ですが、下水道の使用料収入は事業運営にとって大変重要な収入源であり、確実に徴収していかなければなりません。

口座振替の利用は、納付忘れを防いで徴収率の向上につながります。

接続率の向上を使用料収入の確保に結びつけるためにも口座振替は必要な要件と考えています。

以上が「事業1. 那珂市公共下水道を早期接続促進事業」についての説明になります。

次に3ページをご覧ください。

「事業2. いい那珂暮らし下水道等接続促進キャンペーン」になります。

資料に記載の部分を読み上げます。

『那珂市では供用開始から数年以上が経過した未接続世帯というのも依然として多い状況です。下水道等の接続率向上のためには、これらの世帯の接続をどのように促すかというのも大きな課題となっています。

そのため、未接続の全世帯を対象とした期限付きの接続促進キャンペーンを実施し、より多くの世帯が接続を前向きに検討できる機会を創出することにしました。』ということで、こちらは期限付きの事業とし、キャンペーンという形で行います。

先ほどの事業が早期接続を踏まえた事業であるのに対し、こちらはすでに供用開始となっている世帯を対象にした事業になります。

また、こちらの事業は公共下水道と農業集落排水両方の事業を対象と

しています。

キャンペーンの期間については、令和7年度から令和8年度までの2年間とさせていただきます。

キャンペーンの特典ですが、キャンペーン期間中に下水道等、公共下水道また農業集落排水に接続した世帯の下水道使用料について、最初の検針から6回目までの検針分を免除いたします。こちらも早期接続促進事業と同じく、約1年分の使用料を免除するものとしています。

対象者は基本的に早期接続促進事業と同じになります。

次の全てに該当する個人といたします。

1つ目が合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、またくみ取り槽を廃止して下水道等に接続した者。ここでは接続先を下水道等とさせていただいて、公共下水道、農業集落排水どちらにも接続する方を対象としています。

2つ目が市民税などを滞納していない者。

3つ目が下水道使用料を口座振替で納付する者。

以上3つ全てに該当する方がキャンペーン期間中に公共下水道または農業集落排水に接続した場合が対象となります。

なお、要件の設定については、事業1の早期接続促進事業と一緒にありますので、説明を割愛させていただきます。

以上、2つの事業を説明させていただきましたが、資料最後の米印にも書いてありますように、公共下水道早期接続促進事業では供用開始後3年以内の世帯を対象としています。接続促進キャンペーンでは供用開始から何年経過していても対象となります。

また、公共下水道、農業集落排水どちらの区域の世帯の方も対象になります。

つまり、令和7年度から8年度に公共下水道または農業集落排水に接続された方は、新築、賃貸住宅を除いて使用料免除の対象になるということになります。

次に、資料の4ページをご覧ください。

いつ下水道に接続すると免除の対象になるのかというのがわかりにく

と思いますので、ケース別に簡単にご説明いたします。

この表は縦に記載しているのが供用開始年度、横に記載しているのが接続した年度になります。

まず事例①、令和7年4月1日に公共下水道の供給開始になって区域にお住まいの方は表の①に該当する期間、令和7年度から令和9年度に公共下水道に接続すると使用料免除の対象となります。

次に事例②、すでに供用開始となっている区域に住んでいる方についてですが、表の②に該当とする期間、令和7年度から令和8年度に公共下水道または農業集落排水に接続すると使用料免除の対象となります。

続いて事業の周知についてですが、時間の関係上、詳しい説明は割愛させていただきますが、ここに記載している他にも登り旗や横断幕といった市民の目につきやすいものを使って、周知を図っていきたいと考えております。

最後に資料の5ページの申請から免除開始までの流れについてですが、こちらは排水設備指定工事店への説明用の資料として用意したものになります。後ほど参考程度にご覧いただければと思います。

本日、紙の資料を用意してないですが、皆さんが一番気になるのがこの事業を始めることによって、収入や支出に対して影響はないのかという部分だと思います。

ここについてご説明させていただきたいと思います。

まず、収入についてですけれども、収入の減少は基本的にしません。

毎年市で予算を編成しているわけですが、使用料収入として計上される金額は、下水道の使用を開始する件数を例年に比べて少なく見積もりますので、予算額としては伸びないという予定です。

ただ、実際の収入額が例年に比べて少なくなるのかというと、今まで使用料を納付していた世帯数が減るというわけではないので、使用料の収入の減少はしないということになります。

次に支出費用の部分ですが、これについては維持管理費が増えます。

下水道に接続する世帯が増えるということは、当然排出される汚水量

が増えて、それを処理するために維持管理費用がかかりますので、維持管理費用は増える見込みになります。

では、どれぐらい費用が増えるのかということになりますけれども、まずは公共下水道の試算になります。

試算する上での条件として、全区域の接続率が80%を超えるために必要な世帯数と、あとは令和7年度に供用開始となる世帯数を算出しました。

一世帯あたりの世帯数を2人としまして、1人がだいたい2月で使う使用水量を12m³として仮定して試算した場合、流域に支払いする流域下水道の維持管理負担金は約550万円ということになります。

次に、農業集落排水の試算になります。

試算上での条件は公共下水道とほぼ一緒です。ただし、令和7年度の供用開始は農集の場合はありませんので、その分は計上しておりません。事業によって増加する維持管理費用は約330万円という試算になります。

あくまでこちらは一番多く見込んだ場合の試算となりますので、これらの費用が必ず1年間で支出されるわけではないという点にご留意いただきたいと思います。

最後に、免除になる下水道使用料の目安をお示しします。

1人当たり、先ほどと同じ2月でだいたい12m³使用するとした場合、2人世帯で年間22,176円、3人世帯で33,264円、4人世帯で46,200円の免除になります。

以上で、下水道の接続率向上のための事業についての説明は終わりになります。

ありがとうございました。

会長 最後の説明は紙ではないですね。

事務局 申し訳ないです。後ほど議事録をお送りする時にまとめてお送りできればと思っています。

会長

わかりました。

今までなく丁寧にわかりやすく、事務局の努力がわかる説明だったと思いますが、説明があった通り、下水道の接続率向上のための事業についてこういうことをやります、これだけ頑張っていきますということで、答申の附帯意見に『安定した経営には、整備後の速やかな接続が必須であることから、引き続き接続率向上に努められたい』といった意見を付けたということです。

先ほどご質問がありましたので戻りますが、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員

供用開始から加入している方へのメリットはありますか。

これは加入してない方への対してなので、先に加入している方については何か考えがあるのですか。

今まで供用開始した時も使用料を免除した期間をやっていたなら別かもしれないが、なかなか入らない方に対して推進するという場合に、もうすでに最初から積極的に入っている方に対して差があるような気がします。

事務局

供用開始から加入している方に今回の接続のメリットは今のところございません。

また、今までに使用料免除はやったことございません。

実際これを始めたきっかけが、企業会計になり、今までは那珂市の財政の力を借りてやってきましたが、今後は下水道課だけの力でどうにか行きたいというのが正直なところでございます。

とりあえず接続していただければ、使用料が入るので、キャンペーンをきっかけに接続向上ということでやっていきたいと、そのため、すでに接続している方にお金を返還しましょうとか、今までの負担金をいくら出しましょうということ考えてないのが現状でございます。

委員

供用開始から入っている方に対しては、例えば今のような話があった時に、どのようにこうお答えするのかお聞きしたいと思います。

事務局 細かい説明を言うしかないと思いますが、あくまで今の下水道の状況を説明させていただきながら、やはり早期設備接続を頑張っていきたいという話をさせていただき、お願いしていくしかないと思いますので、今入っている方全員に何かを言うことは今のところは考えてないです。

委員 すでに入っている方については何もないですと、これから推進するためにこのような政策をやっていますということで納得いただくということですね。

事務局 そうですね。

会長 確かに、速やかに接続した人に何のメリットもないというのは滑稽じゃないかっていう意見はありますよね。

これは本当に真心こめた説明をして納得していただくように努力していただくしかないと思います。

委員 費用負担について情報がない、費用負担が心配ということで、接続していないというのがアンケート結果だと思います。

2ヶ月に1回ということで、例えば12m³、2人で22,000とありましたが、接続の費用負担に対して使用料免除のメリットは、受益者はどのくらいの差で感じるでしょうか。

事務局 市民の方に負担していただく費用から考えると全然足りてないと正直思います。金額だけで比較するとです。

ただ、下水道事業の主な収入は使用料収入です。これは基本的には下水道を維持管理していくための費用として皆様からお預かりしているものなので、これを単純に接続する方に補助金ですよという風に使うことは、企業会計としては考えておりません。

那珂市は那珂久慈流域というところに属していますが、流域によって

は県のほうから補助金が出ていて、接続に対してもっと大きい金額で補助金が出ているところもありますが、那珂市の現在の下水道事業としての財政力、市単独では大きい金額をお出しすることは難しいと考えていますので、今はこれが那珂市としての実現可能な範囲と考えております。

委員 住民の立場になった時にそんなに費用がかかるのなら、それだけの免除しかないのなら、今何も不自由ないからこれでいいですと済むことでしょうか。法的な問題との兼ね合いで。

事務局 場合によっては気持ちが動かない方もいらっしゃるとは考えております。

また、法的というのはいないです。

繋がなければ昔はいろいろありましたが、今はないため、なるべくキャンペーンというので接続のお願いをしていくと考えています。

委員 いかにご担当の方が説得するかということですね。

事務局 そういうことです。

会長 そのほか。

委員 額田地区は供用開始の時期が最近だということで、接続率が低いとありますが、額田地区はほとんどが調整区域でして、1個あたりの土地の面積が非常に広い家が多いです。そうすると指定業者に頼むとなると費用が結構かかります。

プライベートの敷地部分の工事費用について、分割やローンのようなアドバイスをすることによって、少しは接続率が上がるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 分割、一括の話は業者と個人なので、そこに市が入ることはできないところで、市から業者のほうに分割やローンをやってくれとは言えないですけども、業者と個人のその契約の中で一括か分割かの契約の仕方はあると思います。

会長 確かに土地の広い方は引き込み延長が長くなりますし、本当に大変だと思います。

その他ございますか。

もしなければ、先ほどの附帯意見を付けまして、答申をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議ありません。

会長 異議なしという声が上がりましたので、附帯意見をつけて答申をさせていただきたいと思います。

私のほうから事務局に、議会答弁みたいな畏まった答弁ではなく、委員の皆さんが分かりやすいように話してきましたが、その努力が見られたと審議会だと思います。今後もこういった意味ある審議会を続けていきたいと思います。

委員 会に参加するまでは下水道に対してほとんど関心も興味がなかったですし、女性の方などは同じだと思います。

今日の説明会はすごくわかりやすく、興味を持ちました。

事務局 ありがとうございます。

会長 他にご質問がなければ、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。

本当に審議に際しては、委員の皆さんにご協力をいただきありがとうございました。

司会 会長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。

続きまして、次第の4、その他でございます。

委員の皆様から何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

事務局 では、事務局のほうから次回の第42回那珂市下水道事業審議会の予定についてお知らせします。

下水道課では、全体計画見直しについて業務委託を進めています。その業務委託の報告を来年の1月下旬、もしくは2月頃を予定しています。

こちらの内容は県の事業と関わり、いろいろ調整していますので、日程のほうは決まり次第にご連絡を入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

司会 それでは以上をもちまして、第41回那珂市公共下水道事業審議会を閉会いたします。

皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。